

発達に困難を抱える非行少年の困難・ニーズと矯正教育の課題 —少年鑑別所職員調査を通して—

内藤千尋 田部絢子 高橋智
(白梅学園大学) (大阪体育大学) (東京学芸大学)

＜要旨＞

本研究では、少年鑑別所を取り上げ、少年鑑別所への訪問面接法調査を通して、少年非行・矯正教育分野において発達障害やそれに類似した発達困難のある少年が有する困難・ニーズや支援の実態を明らかにするとともに、それに対応する矯正教育の課題を検討することを研究の目的とした。調査方法は法務省矯正局少年矯正課の協力のもとに、全国 52 施設の少年鑑別所に調査依頼を行い、調査協力を得られた 26 施設の少年鑑別所を直接訪問し、職員 53 名（法務技官 26 名、観護教官 25 名、その他 2 名）への半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。調査期間は 2014 年 6 月～12 月である。

本調査研究から、発達障害やそれに類似する発達の困難を有する非行少年においては、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る事例が少なくないことが明らかとなった。少年鑑別所では少年の資質鑑別を行い、具体的な指導は育成的処遇の範囲で行われているが、その後の彼らの発達に繋がるような育成的処遇の検討・充実が今後の課題として挙げられた。また少年鑑別所法の制定とともにあって本業務化された地域貢献や一般相談業務においては、非行に限らず発達上の困難を抱える少年のアセスメント実施や対応方法に関する助言等が行われている。今後はその業務の充実拡大を図り、地域における非行防止のみならず、少年鑑別所や少年院を出た非行少年の継続的な発達支援・地域移行支援やそのためのサポートネットワークの構築が課題といえる。

＜キーワード＞ 少年鑑別所、非行、発達障害・発達困難、発達支援、矯正教育

1.はじめに

2014（平成 26）年 6 月に少年院法の大幅改正、少年鑑別所法が新たに成立する等、非行少年への処遇や支援が大きく変わりつつある。そのような流れのなかで、少年非行・触法と発達障害問題との関係が注目されてきている。

児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホームや少年院等にも、ADHD・アスペルガー症候群などの発達障害あるいはそれに類似した発達の困難を有し、特別な配慮を要する子どもが少なからず入所していること、また非行少年のなかには虐待・ネグレクト等による愛着障害や発達障害に類似した発達困難を有するものが少なくないことも徐々に明らかとなってきている（内藤・田部・横谷・高橋：2012、横谷・田部・内藤・高橋：2012、高橋・内藤・田部：2012、内藤・田部・高橋：2013a、内藤・田部・高橋：2013b、高橋：2014、日本教育新聞社：2014、内藤・高橋・法務省矯正局少年矯正課：2015）。

少年矯正統計年報によると、2013（平成 25）年の少年鑑別所新収容者 10,914 名のうち、知的障害 375 名、精神病質 13 名、神経症 9 名、

その他の精神障害 661 名とされている。発達障害の少年については「その他の精神障害」に含まれていることが予想されるが、実際には、診断・判定を有してはいないが発達上の困難や生き辛さを抱えている少年は出されている数値よりも高くなることが推察される。

また重大事件の裁判において、しばしば犯罪・非行と発達障害・知的障害等との関係性が挙げられている。発達障害と非行に関するこれまでの各種の調査研究において、非行要因に発達障害等の障害特性が影響・関係している可能性が指摘されている（藤川：2009、十一：2012）。

2013 年度から東京学芸大学高橋智研究室が取り組んできた「少年院における発達障害等特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究」（法務省矯正局少年矯正課との共同研究）からは、医療少年院や特殊教育課程の少年院に限らず、対人関係面では問題がなく一見、発達に問題がないと捉えられるがちな少年の中には、感覚情報調整処理障害や身体症状、身体の不器用さなどの多様な発達困難を抱えている少年が少くないことが明らかとなってい

る（高橋：2014、日本教育新聞社：2014、内藤・高橋・法務省矯正局少年矯正課：2015）。それらのことからも、発達障害が非行に直接的に結びついているのではなく、劣悪な家庭環境や本人への不適切な対応にともなう二次的障害の結果として非行に至っていると考えられる。

そのような状況に対して、少年院等においても入院少年の発達困難に着目した支援が行われ始めているが、少年院送致となる割合は、少年鑑別所退所者の約 25%にしか過ぎず（犯罪白書平成 24 年版）、少年鑑別所等に入所して少年院送致とならない少年の中にも、発達に困難を抱えた少年がいる可能性は低くないと考えられる。

発達障害への無理解・放置、いじめ・虐待等の不適応な対応の結果として、非行・触法行為・犯罪行為に繋がっている可能性は低くない。学校教育において十分な発達支援を保障されなかつたことで「誤学習」をしている少年には、一つひとつの具体的な教育支援が必要である。発達障害の診断・判定の有無にかかわらず、発達に困難を抱えている少年には、特別支援教育の視点をもった矯正教育が必要である。しかし、少年鑑別所や少年院等の少年矯正教育施設における発達障害やそれに類似した発達困難を有する少年の実態や支援の実際についてほどんど明らかにされていない。

それゆえに本研究では、少年鑑別所を取り上げ、少年鑑別所への訪問面接法調査を通して、少年非行・矯正教育分野において発達障害やそれに類似した発達困難のある少年が有する困難・ニーズや支援の実態を明らかにするとともに、それに対応する矯正教育の課題を検討することを研究の目的とする。

2. 研究の方法

調査対象

全国少年鑑別所の法務技官および観護教官。

調査内容

法務技官：少年の特性把握の工夫・配慮、少年の発達上の課題と非行との関係・背景要因、関係機関への情報伝達、地域貢献・地域支援、関係機関との連携、今後の課題。

観護教官：少年鑑別所の処遇における困難、少年の特性把握における留意事項、障害特性に応じた対応内容や専門性の確保、今後の課題。

調査方法

法務省矯正局少年矯正課の協力のもとに、全国 52 施設の少年鑑別所に郵送・電話による調査依頼を行い、調査協力を得られた 26 施設の少年鑑別所を訪問し、職員 53 名（法務技官 26

名、観護教官 25 名、その他 2 名）に対する半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。

調査期間

2014 年 6 月～12 月。

結果の分析方法

半構造化面接法により得られた調査結果のメモを文字化し、文字化したものを共同研究者複数名で検討を行い、コード化した。その上で困難の背景にある特性や支援方法の視点でカテゴリー化を行った。少年鑑別所 1 施設において複数名で回答いただいた場合でも 1 施設としてカウントし、26 施設からの回答として計算した。全コード数（のべ施設数）を母数（n 施設）として各質問項目におけるカテゴリーの割合を算出した。

3. 発達障害等の少年の実態と支援内容【法務技官】

3.1 少年の特性把握の工夫・配慮

鑑別の法務技官は、少年の資質鑑別において面接や発達検査・心理テスト・知能検査等を通して彼らの資質を鑑別していく。本調査からは少年の特性等を把握する工夫について、「検査方法の選択・工夫」「本人への対応の工夫」「技官以外からの連携、情報収集」「外部機関との連携」「専門性の向上」等の回答があった。

検査方法・内容の工夫

インテーク時・入所当初の様子から発達障害等が疑われる場合に、法務省独自の「LD/ADHD チェックリスト」や発達検査等を用いてスクリーニングを行うことが 7 施設 26.9% から回答された。面接においては、少年との関係を形成しながら、少年の話す内容だけでなく、そのやりとり・コミュニケーションや態度についても丁寧にみていくこととなる。発達障害等の疑いのある少年の面接においては「面接やテストの回数・種類を増やす、時間を長くとる」といった配慮が 9 施設 34.6% で行われていた（n=26 施設）。

本人への対応の工夫

本人との直接のやりとりにおいては「これまでに傷ついているところをいたわる、共感するようにして関係を築いていくように心がけている」4 施設 15.4% が回答された。少年への質問の際には「これまでの生活やこだわりの部分などについても丁寧に聞いていく」10 施設 38.5% が多く挙げられ、また少年が時系列に話すことや話を整理することが苦手な場合には「本人に確認しながら時系列等に整

理していく」9 施設 34.6%、「図示や筆記を用いて話をする」3 施設 12.5% ことが回答されている (n=26 施設)。

法務技官以外からの情報収集

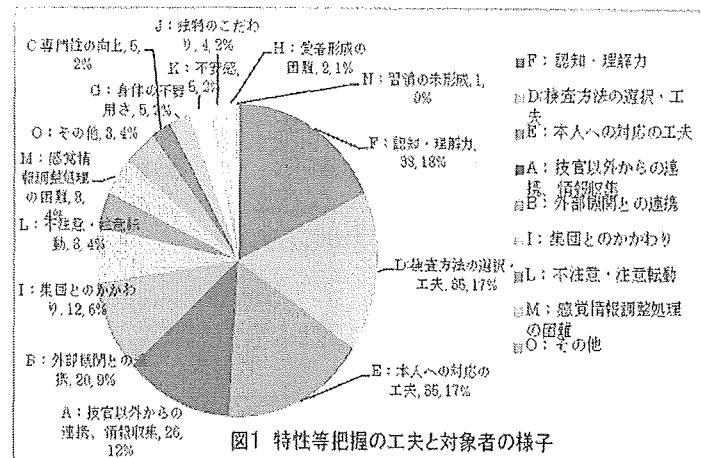
少年鑑別所では、法務技官による鑑別と観護教官による 24 時間体制の観察（観護）の両方からの情報が得られる。少年の特性などを把握するため「観護教官とのカンファレンスで情報共有する」ことが 10 施設 38.5% で回答された。また、少年を混乱させない意味も含めて、職員の個々の少年に対する「対応を統一する」1 施設 4.0% ことも工夫の一つとして挙げられた (n=26 施設)。

外部機関との連携

少年の特性把握における外部機関との連携では「保護者からの情報や社会調査の情報を得る（家裁を通じても含む）」9 施設 34.6%、少年鑑別所には必ずしも精神科医が配置されていないため、発達障害等が疑われる場合に「精神科医等にみてももらう」7 施設 26.7 が挙げられた (n=26 施設)。また個人情報保護に抵触しない範囲で「既往歴を確認する、病院に情報を照会する」4 施設 15.4% (n=26 施設) ことを通して少年の情報を収集していた。

専門性の向上

発達障害等の発達に困難を有する非行少年の困難を明らかにしていくために「発達障害などの知識・専門性を身につける」2 施設 7.7% ことが回答されている (n=26 施設)。そのことに関連して、少年の発達の困難が以下のように回答されている（図1）。「認知・理解力」38 施設 17.9%、「集団とのかかわり」12 施設 5.7%、「不注意・注意転動」8 施設 3.8%、「感覚情報調整処理の困難」8 施設 3.8%、「身体の不器用さ」5 施設 2.4%、「不安感」5 施設 2.4%、「独特のこだわり」4 施設 1.9%、「愛着形成の困難」2 施設 0.9%、「習慣の未形成」1 施設 0.5% である (n=212 施設)。



3.2 少年の発達上の課題と非行の関係・背景要因

少年の発達上の課題と非行の関係や背景要因については、「不適切な対応」64 施設 49.2%、「周囲・環境による影響」24 施設 18.5%、「障害特性による影響・リスク要因」20 施設 15.4%、「方法の未形成・未学習」7 施設 5.4%、「誤学習」4 施設 3.1%、「認知・理解力」2 施設 1.5% が挙げられた (n=130 施設)。

不適切な対応

少年の発達上の課題と非行の関係や背景要因に関する質問に対する全回答コードのうち、約半数で「不適切な対応」の結果として非行に至ったことが実態として回答された。「不適切な対応」の具体例としては「少年鑑別所入所までに診断や社会の中でサポートを受けていない、もしくは気づかれていない」15 施設 57.7% ことが挙げられ、その結果として「二次的障害や自己評価の低下から他罰的になる、被害者意識が強い（いじめ、虐待含む）」13 施設 50.0% と回答されている。また「発達障害と非行は遠い位置関係にあり様々な要素が複雑に絡んでいる、要因の一つにすぎない」11 施設 42.3% と捉える法務技官が少なくないことが明らかとなった。

障害特性による影響・リスク要因

障害特性による影響・リスク要因については、例えば「周囲・環境による影響」のカテゴリーでは、非行に至る背景として「学校で勉強についていけない等、居場所がなくて不良集団に入る」8 施設 30.8%、他方で「障害特性（衝動性、対人関係の困難さ、こだわり）が結果的として非行となつた」11 施設 42.3% ことが回答されている（表1）。

表1 周囲・環境による影響

カテゴリー	回答内容	該当数 (n=26) 施設	割合(n =26 施 設)
C：周囲・環境による影響	環境的な要因が大きく関わる(居場所のなさ、地域性等)	12	46.2%
	学校で勉強についていけない等、居場所がなくて不良集団に入る	8	30.8%
	ADHD の少年は周りにつられて非行をしやすい傾向がある	2	7.7%
	本人が気付かぬうちに不良集団に利用されてしまう	1	3.8%
	部活などのルーティーンがなくなつたときに(部活の引退など)、何をしていいかわからなくなったり、勉強のできなさに意識がいくようになり、不適応等に繋がっていく	1	3.8%

方法の未習得、誤学習

そのほか、本人も「困っている」状況ではあるものの、「スキルがないことで状況に対応できていない(対人関係、ストレスへの対応)」5施設 19.2%ことや、「人に助けを求められない、相談できない」2施設 7.7%、「誤学習をしてしまう」3施設 11.5%といった悪循環にあることも回答された。

3.3 関係機関への情報伝達

少年鑑別所では少年の鑑別結果を「鑑別結果通知書」および「処遇指針」として作成し、家庭裁判所へ提出する。それらの情報伝達に関して、例えば「内容の工夫」については61施設 63.5% (n=96施設)において「誰が読んでもわかるように」(20施設 76.9%)専門的用語ができるだけ使わない等の工夫がなされていた。また7施設 26.9% (n=26施設)では「少年の困難なところだけでなく、良い部分についても書くようにする」ことが回答された。処遇指針の作成では「次の場所で予想できるトラブルや特性も場合によって書くようになっている」3施設 11.5%、特性に応じた「有効な働きかけの方法を具体的に書いている」ことが14施設 53.8%で挙げられている (n=26施設)。

情報伝達においては、とくに「事前に電話で少年院に連絡をする、直接伝える」ことが約半数の施設 (14施設 53.8%)で回答されたほか、「保護観察所への情報伝達をより丁寧に行う、電話連絡」は8施設 30.8%で挙げられた。また障害等の支援が必要な少年のニーズに応じて「家庭裁判所調査官に少年のニーズ、保護者支援、手帳取得等について依頼・伝達する」ことが3施設 11.5%で回答されている (n=26施設) (表2)。

表2 内容・書き方の工夫

カテゴリー	回答内容	該当数 (n=26) 施設	割合(n =26 施 設)
B:内容・書き方の工夫	誰が読んでもわかるように、わかりやすい言葉やエピソードも含めながら書く	20	76.9%
	処遇指針では、特性等をふまえ、有効な働きかけの方法等を具体的に書いている	14	53.8%
	少年の困難なところだけでなく、良い部分についても書くようにする	7	26.9%
	診断名や発達障害の疑いがあることを記入する	7	26.9%
	処遇指針では少年院と保護観察のいずれの決定でも伝えられるような内容にする	3	11.5%
	「精神状況」の欄に知能の特性等も含めて記入している	3	11.5%
	次の場所で予想できるトラブルや特性も場合によっては書くようになっている	3	11.5%
	これまでの育ちや二次被害・二次障害についても伝える	3	11.5%
	「発達障害だから～」という書き方はしない	1	3.8%

3.4 地域貢献・地域支援

2014年6月に少年鑑別所法が新たに成立したことで、地域貢献や地域支援、一般相談等の取り組みが本業務として組み込まれることとなった。現在行っている支援・貢献活動は「一般相談」46施設 63.9%、「講師等」13施設 18.1%、「検討会・協議会への参加」5施設 6.9%が挙げられた (n=72施設)。

一般相談では、必ずしも非行傾向の少年ではなく、発達に困難を有する少年の保護者等からの相談依頼で、少年の発達検査等を実施することも少なくない。具体的には「小・中学校で気になる児童生徒についての学校や保護者からの発達検査依頼や相談(特別支援学級・特別支援学校含む)」21施設 80.8%、「小・中学校の教職員研修に講師として出向く」11施設 42.3%、発達障害者支援センターのケース検討会等への参加も2施設から回答された (n=26施設)。

3.5 関係機関との連携

関係機関との連携では、連携先として「保護観察所・更生保護・少年院」39施設 40.6%、「児童自立支援施設」21施設 21.9%、「児童相談所」8施設 8.3%、「学校・教育委員会」8施設 8.3%、「支援センター等」7施設 7.3%、「医療機関」3施設 3.1%、「警察、検察」3施設 3.1%が回答された (n=96施設)。

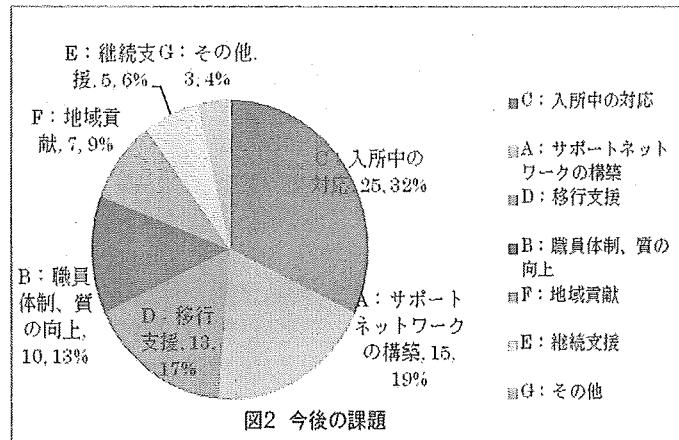
具体的には「保護観察所からの依頼鑑別」11施設 42.3%、「少年院からの依頼で再鑑別」8施設 30.8%により情報伝達が行われていた

(n=26 施設)。児童自立支援施設との連携では「児童自立支援施設入所少年の面会・テスト実施、情報伝達」13 施設 50.0%が多いが、その一方で「児童自立支援施設との研究会や事例検討を行なう予定」6 施設 23.1%であり、これまでに児童自立支援施設との連携がなされていない状況が明らかとなつた (n=26 施設)。

3.6 今後の課題

発達障害やそれに類似する発達の困難を有する非行少年の支援における少年鑑別所の今後の課題として、図2に示したように「サポートネットワークの構築」26 施設 29.5%、「職員体制、質の向上」21 施設 23.9%、「継続支援」18 施設 20.5%、「地域貢献」10 施設 11.4%、「移行支援」9 施設 10.2%、「入所中の対応」3 施設 3.4%が挙げられた (n=88 施設)。

サポートネットワークの構築では保護観察所や保護司以外にも「他機関との情報共有・連携（学校、福祉等）、支援シートの作成」15 施設 57.7%が回答された。また「退所後の相談窓口の必要性」3 施設 11.5%、「保護観察中の少年に対する再鑑別や支援（少年院を退院した少年も含む）」8 施設 30.8%、「少年院に措置後の再鑑別・継続支援」6 施設 23.1%が今後の課題とされた。また今後においてとくに取り組むべきこととして「地域貢献」10 施設 11.4%が回答された (n=88 施設)。



4. 発達障害等の少年の実態と支援内容【観護教官】

4.1 少年の特性把握における留意事項

少年鑑別所では24時間体制で観護教官による少年の観察・対応が行われている。少年の特性等の把握においては、「情報共有」「観察の視点の工夫」「専門性・知識の習得」に関して回答された。具体的には「他の職員と情報共有する・引き継ぐ」ことや「法務技官から情報を得る・留意事項を確認する」こと等が挙げられた。また「行動観察表等で細かく記録をとる」5 施設 20.0%ことでより具体的な情報共有が図られていた (n=25 施設)。

少年の観察の際には「とくにコミュニケーションの様子を意識して観る」ことのほか、「生意気」とみるのではなく『発達障害の可能性があるかもしれない』と見るようとする」3 施設 12.0%ことが回答された (n=25 施設)。

4.2 少年の発達困難と支援内容

観護教官が少年の観察において把握した発達困難では「認知・理解力」56 施設 22.6%、「身体の不器用さ」33 施設 13.3%などが挙げられた (n=248 施設)。その他、「不注意・注意転導」「集団とのかかわり」「独特のこだわり」「感覚情報調整処理の困難」「衝動性」「愛着形成の困難」「不安感」「防衛的反応」「習慣の未形成」「低学力」「環境による影響」「変化に対応できない」「同じ失敗を繰り返す」等の困難が挙げられた。それらの困難に対して観護教官は「具体的な方法を示す」「部屋順やペアを工夫する」等の対応・支援を行っている (n=25 施設)。

4.3 少年鑑別所における今後の課題

少年鑑別所の今後の課題に関する観護教官の回答では「入所中の対応」25 施設 32.1%が最も多く、次いで「サポートネットワークの構築」「移行支援」「職員体制、質の向上」「地域

貢献」「継続支援」が挙げられた(n=78施設)。少年鑑別所では「育成的処遇」の範囲内において少年への支援が行われているが、少年鑑別所における「育成的処遇」の拡充の検討が7施設28.0%で課題と回答され、「少年が成長できるように入所中に助言や支援を行う」ことが半数の少年鑑別所で述べられた(n=25施設)。そのほか「退所後の環境調整、移行支援」6施設24.0%、「一般相談を利用した継続支援」5施設20.0%が回答された(n=25施設)(表3)。

表3 今後の課題

カテゴリー	回答内容	該当数 (n=25施設)	割合 (n=25施設)
D：移行支援	退所後の環境調整、移行支援	6	24.0%
	少年にとって一番良い方法や方向性を考えていきたい(診断の付与も含め)	5	20.0%
	鑑別所を退所後の目標設定が課題	1	4.0%
	就労支援	1	4.0%
B：職員体制、質の向上	発達障害などの知識・専門性の向上	4	16.0%
	今行っている業務をきちんとやり少年と向き合う、発達障害だからと決め付けずに丁寧に見ていく	3	12.0%
	全ての少年鑑別所への医師・精神科医の配置	1	4.0%
	職員の実践の理論化	1	4.0%
	職員が多様な経験を積む(季節行事等)	1	4.0%
F:地域貢献	一般相談を増やしていく、充実させる	3	12.0%
	少年鑑別所の役割を社会に知ってもらう	2	8.0%
	地域に鑑別所の知見を還元していく、地域密着	2	8.0%
E：継続支援	一般相談を利用した継続支援	5	20.0%

5. おわりに

本調査研究から、発達障害やそれに類似する発達の困難を有する非行少年においては、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る事例が少なくないことが明らかとなった。

少年鑑別所では少年の資質鑑別を行い、具体的な指導は育成的処遇の範囲で行われているが、その後の彼らの発達に繋がるような育成的処遇の検討・充実が今後の課題として挙げられた。また少年鑑別所法の制定とともにあって本業務化された地域貢献や一般相談業務においては、非行に限らず発達上の困難を抱える少年のアセスメント実施や対応方法に関する助言等が行われている。

今後はその業務の充実拡大を図り、地域における非行防止のみならず、少年鑑別所や少年院

を出た非行少年の継続的な発達支援・地域移行支援やそのためのサポートネットワークの構築が課題といえる。

【附記】本研究は法務省矯正局少年矯正課との共同研究の成果の一部である。本研究に際しては全国26カ所の少年鑑別所を訪問し、53名の職員の方々から面接法調査にご協力いただいた。勤務多忙の中、長時間にわたり調査にご協力いただいた皆様に記して深く感謝申し上げる。

【文献】

- 藤川洋子(2009)発達障害と少年非行、『障害者問題研究』37(1)。
- 法務省(2014)『少年矯正統計年報』法務省。
- 内藤千尋・田部絢子・横谷裕輔・高橋智(2012)児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設併設の分校・分教室の教師調査からー、『東京学芸大学紀要(総合教育科学系)』63。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2013a)児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員および施設内分校・分教室教師の調査からー、『東京学芸大学紀要(総合教育科学系)』64。
- 内藤千尋・田部絢子・高橋智(2013b)自立に困難を抱える発達障害青年の実態と支援の課題—全国自立援助ホーム職員調査を通してー、『SNEジャーナル』19(1)、日本特別ニーズ教育学会。
- 内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課(2015)少年院における発達障害等の特別な配慮をする少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通してー、『東京学芸大学紀要総合教育科学系II』66。
- 日本教育新聞社(2014)少年院対象に配慮必要な実態と支援を共同研究—高橋・東京学芸大教授らー、『日本教育新聞』2014年8月4日。
- 高橋智(2014)矯正教育と特別支援教育の連携・協働の課題—全国少年院発達障害調査(法務省矯正局少年矯正課との共同研究)を通してー、『矯正教育研究』59、日本矯正教育学会。
- 高橋智・内藤千尋・田部絢子(2012)児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設職員調査からー、『SNEジャーナル』18(1)、日本特別ニーズ教育学会。
- 十一元三(2012)少年・成人の司法事例と広汎

性発達障害、『発達障害研究』34 (2)。
横谷祐輔・田部絢子・内藤千尋・高橋智 (2012)
児童養護施設における発達障害児の実態と
支援に関する調査研究—児童養護施設の職
員調査から—、『東京学芸大学紀要 総合教育
科学系』63。